

「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【勧告先】公正取引委員会、経済産業省、国土交通省 【勧告日】平成30年8月10日 【1回目の回答日】平成31年3月15日（改善状況は2月28日現在）
【2回目の回答日】令和3年4月9日 公正取引委員会、令和3年3月25日 経済産業省、令和3年3月30日 国土交通省（改善状況は2月5日現在）

ポイント

- 公正取引委員会、経済産業省、国土交通省に対して勧告した全5事項について、おおむね必要な対応が講じられている。
- 主な勧告事項とこれに対する改善措置の概要については、次ページ以降のとおり。

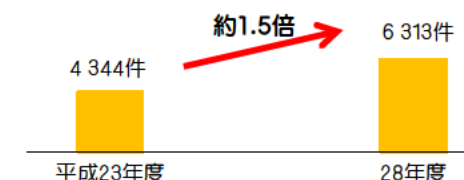
調査の背景・趣旨

（調査の実施時期：平成29年8月～30年8月）

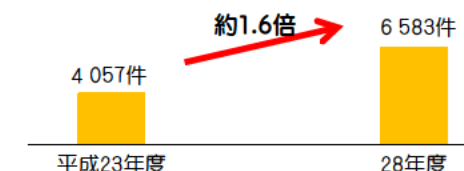
- ◆ 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請法（下請代金支払遅延等防止法）や建設業法により、下請代金の支払遅延などの禁止や発注内容に関する書面交付の義務等が規定
- ◆ 国は、立入検査や親事業者に対する指導・勧告等を行うとともに、法制度の周知・啓発、相談窓口の設置、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組んでいる
- ◆ 一方、下請法違反の指導・勧告件数や国の相談窓口に対する相談件数は年々増加（図①②）しており、依然として「下請いじめ」はなくなっていない状況にある

⇒ 法制度の周知に係る取組や相談窓口における対応の状況及び課題のほか、下請事業者の行政ニーズ等を調査【※各行政機関への調査に加え、下請事業者187社からの個別ヒアリング及びアンケートによる意識調査（回答数2,701社）を実施】

図① 下請法に基づく指導・勧告件数
（公正取引委員会）



図② 相談受付件数（下請かけこみ寺）



1 法制度の周知・啓発

主な勧告事項（調査結果）

- 案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、受講機会の一層の確保
- 下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況
 - ✓ 下請事業者の約7割は法の禁止行為を十分理解していない
- 事業者側には法制度の知識獲得へのニーズ等はあるが、国の講習会に実際に参加した者は少数（意識調査2.5%、実地調査11.8%）
 - ✓ 下請事業者からは、「制度を理解していないと親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになる」、「制度理解が親事業者に対するけん制効果となる」などの指摘。また、実際に参加した者の7割強が役に立ったと評価
- その主な理由（約7割）は、開催を知らないこと、及び、時間・場所の都合が合わないこと

2 相談窓口※の対応

- 下請事業者に対する相談窓口の一層の周知を図ること
- 相談事案があっても実際に相談窓口を利用したことがある下請事業者は少数。主な理由は、窓口の存在を知らなかったことのほか、親事業者からの報復の恐れなど
 - ⇒ 窓口周知の要望もあり、窓口の周知が必要。
 - また、利用した者の半数は問題解決につながらなかったとしており、以下のとおり、周知以外の取組も必要

※公正取引委員会（本局及び地方事務所・支所）、中小企業庁・経済産業局、下請かけこみ寺、地方整備局、都道府県において、下請事業者から個別事案の相談等を受付

主な改善措置状況

（公正取引委員会、経済産業省、国土交通省）

【1回目】

- SNSやメールマガジン、新聞広告等を活用した講習会開催の周知
- 講習会の開催日・場所の見直しや会場規模の拡大



【2回目】

- SNSの情報発信回数を増やす、業界団体に出向き、講習会の趣旨や会員各社への周知依頼をする等、講習会開催の周知機会を増加
- 休日夜間開催を増やす、会場規模を拡大・開催地を増やす等更なる見直しを実施
- ⇒ **令和元年度講習会受講者数**

・基礎講習会（公正取引委員会）	:2,842人→3,598人
・価格交渉サポートセミナー（経済産業省）	:1,435人→2,681人
・建設業講習会（国土交通省）	:4,549人→5,360人

が前年度と比べ増加
- オンライン研修等ICTを活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下でも、法制度の周知・啓発を順次実施

【1回目】

- SNSを利用した、相談窓口の定期的な周知を予定（公正取引委員会）
- テレビドラマとタイアップした広報として、全国紙及び専門紙に広告を掲載し、相談窓口の周知・広報を実施（経済産業省）
- 地方整備局に対し、建設業許可通知書等を下請事業者等に送付する際、相談窓口を記載したリーフレットを同封し、周知するよう通知。都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう要請（国土交通省）



【2回目】

- SNS、新聞、交通広告（東京メトロ）等を活用し、相談窓口の周知・広報を実施（公正取引委員会、経済産業省）
- 公正取引委員会及び中小企業庁による指導事例を公表し、下請事業者が相談・申告を行いやすい環境を整備（公正取引委員会、経済産業省）
- 地方整備局・都道府県において、建設業許可通知書等を下請事業者等に送付する際、相談窓口を記載したリーフレットを同封（国土交通省）
- ⇒ **令和元年度の相談等件数が**

・公正取引委員会	:9,112件→10,277件
・下請かけこみ寺	:8,381件→9,450件
・駆け込みホットライン	:1,651件→1,785件

前年度と比べ増加

主な勧告事項（調査結果）（続き）

① 親事業者による報復の防止及び継続的なフォロー

- 親事業者からの報復の恐れへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること
- 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況（報復に関する状況）を把握する取組は行われていない
⇒ 報復のリスクがなくなると国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要

■ 改善措置状況の的確なフォローアップを実施すること

- 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県において、事業者からの通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例あり

主な改善措置状況

【1回目】

- 下請かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、相談対応後のおおむね半年を目途に、下請かけこみ寺本部が相談者からその後の親事業者との取引の継続状況等について聴取することとした（経済産業省）
- 「建設業法令遵守推進本部※」の活動方針に、相談対応後の取引状況のフォローを盛り込み、取り組む予定（国土交通省）

【2回目】

- 改定した下請かけこみ寺事務処理マニュアルに基づき、フォローを実施。相談後の解決状況、取引の継続状況、改めて相談したいこと等を確認（経済産業省）
- 本省が取りまとめている建設業法令遵守推進本部の活動方針に、相談対応後の取引状況のフォローを検討する旨を盛り込み、実施方法等の検討を進め、令和3年2月から取組を開始。このほか、改正建設業法（令和2年10月施行）で、通報したことを理由とした不利益取扱いの禁止規定が新設（国土交通省）

【1回目】

- 建設業法令遵守推進本部の活動方針に、通報事案の改善措置状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組む予定（国土交通省）

【2回目】

- 本省が取りまとめている活動方針に、通報事案の改善措置状況のフォローアップの実施を盛り込み、令和元年度から取組を実施（国土交通省）
- ⇒（事例）北陸地方整備局において、過去に指導した事案について、元請負人に対しフォローアップを行ったところ、下請負人と和解に至ったことを確認
- 建設業法令遵守推進本部は都道府県等と連携した取組を行っているところ、都道府県の活動の参考としてもらうため、本省が取りまとめている活動方針をHPに掲載することにより情報共有（国土交通省）

※建設業法令遵守推進本部・・・各地方整備局に設置され、毎年度策定する活動方針に基づき、建設業者の法令違反情報等の収集、報告徴収や立入検査の実施等を行っている。

主な報告事項（調査結果）（続き）

② 事案の処理結果の連絡

■ 申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること

- 下請法違反の申告に関して、公正取引委員会は、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡しているが、中小企業庁及び経済産業局においては、申告者に処理結果を連絡していない
- 建設業法違反の通報に関して、地方整備局及び都道府県によって、通報者への処理結果の連絡に関する取扱いが異なっている

③ 問題解決への国の積極的な関与

■ 下請かけこみ寺における下請法違反になり得る事案の取扱いについて、相談者の意思の確認方法の明確化や、運用ルールを徹底すること

- 下請かけこみ寺は、下請法違反になり得る相談事案については、相談者の意向に応じ指導等の権限を持つ経済産業局に取り次ぐこととされているが、相談者への意向確認が適切になされていないなどの例あり
- 経済産業局に取り次がれて必要な指導等がなされるべき事案が、取り次がれることなく埋没してしまうおそれ

主な改善措置状況

【1回目】

- 事務処理要綱を改定し、中小企業庁及び各経済産業局においても、申告者のうち希望者に対して処理結果を連絡することとした（経済産業省）
- 通報事案の処理結果の連絡方法等について関係機関から運用実態を聴取しており、都道府県への技術的な助言も含めて、引き続き対応を検討・整理（国土交通省）



【2回目】

- 申告者のうち希望者に対して処理結果を連絡（経済産業省）
⇒ **継続案件等を除き、希望者全てに処理結果連絡**（令和元年度末まで:42件）
- 駆け込みホットライン運用マニュアルを作成し、処理結果の連絡について、通報事案の取扱いに関する質問に対しては、通報事案に係る調査実施の可否等は回答できないこと、監督処分が実施された場合には公表されることを通報者に説明（令和2年10月運用開始）。都道府県に、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう、同マニュアルを情報提供（国土交通省）

【1回目】

- 下請かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、相談者の行政による法の執行に関する意思を明示的に確認することとしたほか、下請かけこみ寺から中小企業庁への取次ぎ方法を明確化。下請かけこみ寺相談員に、当該マニュアルの改定内容等について研修を実施（経済産業省）



【2回目】

- 下請法違反になり得る事案について、相談者の行政による法の厳正な執行に関する意思確認をするとともに、中小企業庁への取次ぎを実施。下請かけこみ寺新規相談員に、研修を実施（経済産業省）

- ⇒ **令和元年度末までの状況**
- ・相談者に法の厳正な執行を希望するか確認: 499件
 - ・うち相談者が法の厳正な執行を希望: 9件※
 - ・うち中小企業庁へ取次ぎ: 6件※

※9件と6件の差、3件は、その後相談者の意思確認を行うなどし、それぞれ、ADR(裁判外紛争解決手続)の案内、下請かけこみ寺本部から再助言、公正取引委員会の紹介対応を行った。

主な勧告事項（調査結果）（続き）

- 建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと
- 地方整備局及び都道府県において、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示で処理完了とする取扱いとする例あり
(10機関のうち8機関)

主な改善措置状況

【1回目】

- 地方整備局及び都道府県に対し、請負代金の支払に関する事案への対応方法について、相談者(下請負人)から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという考え方を周知徹底し、運用の統一化を図る予定（国土交通省）



【2回目】

- 令和元年度、地方整備局及び都道府県に対し、請負代金の支払に関する事案への対応方法について、相談者(下請負人)から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという考え方を研修・会議において周知徹底（国土交通省）

下請取引の適正化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ) の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成29年8月～30年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、国土交通省
関連調査等対象機関：都道府県（10）、下請事業者（注）（187）、関係団体等
（注）調査時点において取引を行っていない事業者等も含まれていることから、下請法又は建設業法上の下請事業者（建設業法では下請負人という用語を使用している。）であるとは限らない（以下、調査対象とした「下請事業者」について同じ。）。
このほか、下請事業者に対する意識調査（「下請取引の適正化対策に関する意識調査」）を実施した。
調査対象：全国11の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者（資本金1,000万円以下）5,000社、建設業者（資本金500万円未満）5,000社、計10,000社
調査時期：平成29年11月13日～12月1日
回収結果：製造業1,493社、建設業1,208社、計2,701社（回収率27.0%）

【勧告日及び勧告先】 平成30年8月10日 公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【回答年月日】 平成31年3月15日 公正取引委員会、平成31年3月15日 経済産業省、平成31年3月15日 国土交通省

※ 改善状況は、平成31年2月28日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

令和3年4月9日 公正取引委員会、令和3年3月25日 経済産業省、令和3年3月30日 国土交通省

※ 改善状況は、令和3年2月5日現在

【調査の背景事情】

- 我が国の全雇用の7割の受皿である下請等中小企業に、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現させるため、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の運用基準及び建設業法（昭和24年法律第100号）のガイドラインの改正（違反行為事例の追加など）・周知、親事業者に対する下請代金の支払条件の改善要請（代金の現金払いの原則化など）、コスト負担の適正化や支払条件の改善を重点課題とし、書面調査・立入検査の実施、個別の相談への対応、親事業者への勧告・指導など、親事業者と下請事業者との間の適正な取引慣行の普及・定着に向けて取り組んでいるところ。
- しかしながら、下請法違反行為に対する指導や下請取引に関する相談は年々増加しており、依然として親事業者からの不当な要求などはなくなっていないとの指摘がある。また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止されている行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等を行わないという状況もみられる。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>1 法制度の周知・啓発の状況 (勧告要旨)</p> <p>公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、下請事業者の法制度に対する理解を増進する観点から、下請事業者のニーズ等を踏まえ、案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会の一層の確保を図る必要がある。また、国土交通省は、都道府県に対して、講習会の運営について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下請法は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護のため、親事業者の遵守すべき義務（書面の交付など）や下請事業者に対して行ってはならない禁止行為（下請代金の支払遅延、下請代金の減額・買いたたきの禁止など）を規定。また、建設業に関しては、建設業法で下請事業者を保護 ○ 国は、法制度の周知のため、パンフレットの配布のほか、講習会等を全国で開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会は本局並びに各地の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部（以下「地方事務所・支所」という。）、中小企業庁は経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部（以下「経済産業局」という。）、国土交通省は北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下「地方整備局」という。）が各種講習会を開催 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は講習会等を実施しているものの、下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者の約7割は法の禁止行為を十分理解していない状況 ○ 事業者側には法制度の知識獲得へのニーズ等はあるが、国の講習会に実際に参加した者は少数（意識調査2.5%、実地調査11.8%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者からは、「制度を理解していないと親事業者の不当な要求や行為に応 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒：2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>→ 都道府県、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、事業者団体など735団体に対し、平成30年度下請取引適正化推進講習会の開催が下請事業者にも確実に周知されるよう、各団体による周知先の事業者にも含まれることを明確にして協力依頼を実施した。 （「下請取引適正化推進月間の実施について」（平成30年10月12日及び19日付け公正取引委員会事務総長、中小企業庁長官連名通知））</p> <p>⇒ 令和元年度の下請取引適正化推進講習会については、平成30年度に引き続き、都道府県、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、事業者団体など962団体に対し、その開催が下請事業者にも確実に周知されるよう、各団体による周知先の事業者にも含まれることを明確にして協力依頼を実施した。 （「下請取引適正化推進月間の実施について」（令和元年9月25日付け公正取引委員会事務総長、中小企業庁長官連名通知））</p> <p>(公正取引委員会)</p> <p>→ 平成30年度下請取引適正化推進月間（11月）の広報において、TwitterやFacebookといったSNSを活用して、平成30年度下請取引適正化推進講習会のPRや下請法違反行為の事例に関する情報発信回数を、29年度は11回であったところ、14回に増やした。 応用講習会^(注1)の実施について、平成30年度から、東京商工会議所、名古屋商工会議所、大阪商工会議所及び福岡商工会議所に対し</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>じ続けることになる」、「制度理解が親事業者に対するけん制効果となる」などの指摘あり。また、実際に参加した者の7割強が役に立ったと評価</p> <p>○ その主な理由（約7割）は、開催を知らないこと、及び、時間・場所の都合が合わないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国はHP等により開催案内をしているが、6～7割の事業者は、国が講習会を開催していることを知らず（意識調査63.4%、実地調査74.9%） ・ 国は毎年、通常、平日の昼間に開催（一部、土曜開催等の例あり）しているが、下請事業者からは、従業員が少なく、一人でも抜けると業務が回らないため、平日日中では参加困難などの声 	<p>て周知を依頼し、一層の受講機会の確保を図った。また、収容人数の多い講習会会場で実施することとしたため、募集定員が平成29年度より260人増加した。</p> <p>（注1）応用講習会とは、下請法等の基礎知識の習得・理解を前提としてケーススタディ等を内容とする、より高度な講習会である。</p> <p>基礎講習会^{（注2）}を始めとした講習会の受講機会の一層の確保のため、平成31年度の講習会の実施計画の策定に当たり、30年度に実施した講習会におけるアンケート結果を踏まえて、1会場での開催回数の増加や、開催地の増加を検討している。</p> <p>（注2）基礎講習会とは、下請法等に関する基礎知識を習得する者を対象とした講習会である。</p> <p>また、新たな試みとして、北陸地方を担当する中部事務所では、平成31年2月から、中部事務所から遠距離にある富山県及び石川県において、下請法に関する相談会を開催し、個別の相談事案への対応を通じて、法制度への理解を求めている。</p> <p>⇒ 令和元年度下請取引適正化推進月間（11月）の広報において、TwitterやFacebookといったSNSを活用して、令和元年度下請取引適正化推進講習会のPRや下請法違反行為の事例に関する情報発信回数を、平成30年度は14回であったところ、更に増やして19回とした。</p> <p>令和元年度応用講習会については、平成30年度に受講者に対して実施したアンケート調査の結果において、募集定員がすぐに一杯となってしまうとの意見が聴かれたため、収容人数の多い講習会会場で実施することとした結果、募集定員が30年度より200人増加した。</p> <p>また、これまで東京、名古屋、大阪、福岡を中心に開催していたが、平成30年度に受講者に対して実施したアンケート調査の結果では遠方から参加している事業者が多数みられたため、札幌、仙台、</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>新潟、岡山を開催地に加えるとともに、開催予定回数を30年度の12回から13回^(注3)に増やした。</p> <p>(注3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、13回のうち、令和2年2月28日以降開催を予定していた4回を中止し、札幌・新潟・岡山では応用講習会を実施できなかった。なお、中止した講習会の申込者には、テキスト等の配布を行っている。</p> <p>アンケート調査の結果を踏まえて開催することとした都市では、申込みの状況を確認しながら、定員に余裕があった会場の所在地の札幌商工会議所、仙台商工会議所及び新潟商工会議所に対して、講習会の日程や申込方法等について会員事業者への周知を依頼した。</p> <p>令和元年度の基礎講習会についても、平成30年度に受講者に対して実施したアンケート調査の結果において、募集定員がすぐに一杯となってしまふとの意見が聴かれたことを踏まえ、講習会の受講機会の一層の確保のため、1会場での開催回数を増やすとともに、開催地も増やしたことにより、30年度は58回であったところ、65回開催した。その結果、受講者数が平成30年度より約750人増加した(令和元年度受講者数：3,598人、平成30年度受講者数：2,842人)。</p> <p>また、中部事務所による富山県及び石川県における下請法に関する相談会について、平成31年2月から毎月開催しており、令和元年度末までに15回開催した。</p> <p>令和2年度のこれらの講習会実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、令和元年度と同様に受講機会の確保を図っている。また、講習会を受講できない場合などにおいても、下請法等の基礎知識を習得できるよう、基礎講習会のe-ラーニング教材を作成し、令和2年7月に公正取引委員会HPに掲載した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>(経済産業省)</p> <p>→ 下請取引適正化推進講習会の開催案内については、上記の公正取引委員会との連名通知による事業者団体等への協力依頼での周知のほか、経済産業局のメールマガジンに開催案内を掲載した。</p> <p>下請取引講習会^(注4)については、全国中小企業団体中央会のメールマガジンに開催案内を掲載したほか、WEBバナー広告の掲載、平成30年10月12日付け全国紙2紙にテレビドラマとタイアップした広告を掲載した。</p> <p>(注4) 親事業者と下請事業者の適正な価格取引を推進するため、下請法及び下請ガイドライン、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)に係る三つの講習会を総じて下請取引講習会として開催している。</p> <p>下請事業者の受講機会を一層確保するため、価格交渉サポートセミナー^(注5)については、会場規模を拡大することにより、平成30年度の総受講者数を29年度より約2,000人増やして事業を実施している。</p> <p>(注5) 価格交渉サポートセミナーは、下請等中小企業が取引先との価格交渉を行う際に、あらかじめ知っておくべき基本的な法律の知識、トラブル発生のおそれのある取引や価格交渉のヒントになる事項、ノウハウ等の普及定着を目的としている。</p> <p>また、下請取引講習会については、これまでも事業者からの休日に開催してほしいとの要望に応じて休日に開催しており、平成30年において、全国で2回休日開催している。</p> <p>今後もこれら講習会の開催に関するニーズを把握するため、講習会実施の際に、アンケート調査を実施し、開催の案内方法・開催時間・場所等についてニーズの把握を行うこととしている。</p> <p>案内方法について経済産業局からの直接的な案内を望むニーズや一部夜間開催のニーズがあり、平成31年度の講習会開催に当たっては、当該ニーズ等を踏まえた改善を図るほか、31年度以降も開催さ</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>れる講習会で当該アンケート調査を行い、引き続きニーズに即した講習会の開催に努めることとする。</p> <p>なお、講習会に参加した93.5%の参加者から「とても満足」若しくは「やや満足」のアンケート調査結果を得られており、今後は、下請事業者の受講機会の一層の確保に加えて、業界団体等と連携し、改善すべき業界特有の商慣行等に焦点を当てた講習会を実施するほか、取引条件の改善に向けた好事例を紹介するなど更なる満足度の向上に努めてまいりたい。</p> <p>⇒ 令和元年度の下請取引適正化推進講習会の開催案内については、経済産業局のメールマガジンに開催案内を掲載し、登録者（企業、個人、団体等）約2万7,000名に対して、平成30年度は11回であったところ、更に増やして延べ23回の周知を行ったほか、一部の経済産業局においては、経済産業局からの直接的な案内を望むニーズがあったことを踏まえ、講習会開催地に所在する親事業者に対し、ダイレクトメール（約2,000件）を送付し受講を呼び掛けた。</p> <p>令和元年度の下請取引講習会については、ミラサポ^(注6)のメールマガジンに開催案内を掲載し、登録者（企業、個人、団体等）約13万名に対して延べ2回の周知を行ったほか、WEBバナー広告の掲載、専門紙2紙・全国紙2紙にテレビドラマとタイアップした広告を掲載（計8回）した。なお、ミラサポのメールマガジンにより、78人の受講申込みがあった。</p> <p>（注6）中小企業・小規模事業者向けの補助金申請や事業支援のサポートを目的として中小企業庁が運営しているWEBサイトである。</p> <p>また、休日開催については、平成30年度に引き続き、事業者からの休日に開催してほしいとの要望に応え、過去に受講申込みが多かった東京、大阪で合計7回休日（うち1回は夜間）に開催し、計65人が受講している。さらに、事業者からの夜間に開催してほしいとの要望に応え、新たに、東京、名古屋及び大阪で合計10回平日夜間に開</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>催し、70人が受講している。</p> <p>なお、これらのうち、下請法に関する講習会（基礎コース）については、休日に3回、平日夜間に6回開催している。</p> <p>令和元年度の価格交渉サポートセミナーについては、開催案内に係る以下の取組を新たに実施し、下請事業者に向けた幅広い周知を行った。</p> <p>i) 開催会場の都道府県、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、業界団体、金融機関など約370団体に対し、開催の周知依頼等を実施</p> <p>ii) ミラサポのメールマガジンに開催案内を掲載（2回配信）</p> <p>さらに、下請事業者へ一層周知するため、会社規模500名以下又は資本金3億円以下の経営者向け^(注7)に郵送（約2万1,000部）又はe-mailにて送付（3万7,900部）</p> <p><small>(注7) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の中小企業者の定義（製造業その他）を参考にしている。</small></p> <p>iii) WEBバナー広告の掲載による周知</p> <p>iv) 経済産業局（7局）のメールマガジンに開催案内を掲載</p> <p>v) チラシの配布（配布総数10万5,965部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請Gメンから下請事業者へ配布 ・ 下請取引適正化推進講習会（大阪、長野）での配布 ・ 通信社の会員向け地域懇親会での配布、月次会報誌に折込み <p>vi) 開催地域における「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」に記載されている18業種の中小企業約3万5,000社の経営者を対象に、ダイレクトメール（開催案内、プログラム内容、会場一覧）を送付</p> <p>また、下請事業者の受講機会を一層確保するため、開催回数を増やし、令和元年度には計102回開催^(注8)（平成30年度より39回増加）した。</p> <p>この結果、受講者数が平成30年度より約1,250人増加した（令和元</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>年度受講者数：2,681人、平成30年度受講者数：1,435人）。</p> <p>（注8）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、102回とは別に令和2年2月27日以降開催を予定していた24回を中止している。なお、中止した会場の申込者に、「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」のURLをメールで案内したほか、問合せのあった申込者には受講テキスト・資料の送付を行っている。</p> <p>さらに、平成30年度の受講者に対して実施したアンケート調査の結果において、28%が土日や夜間の開催を「希望する」と回答していたことを踏まえ、休日の講習会を6回開催したほか、新たに夜間の講習会も、東京、大阪で合計3回開催した。</p> <p>このほか、下請事業者の法制度に対する理解を増進するために、受講者のニーズ・レベルに合わせ、講習内容を「基礎編」と「実践編」の2コースに分けるなどカリキュラムの見直しを実施したほか、業界団体のニーズやビジネスフェアの開催に応じて、講義時間や講義カリキュラムを設定し、業界団体やビジネスフェア会場での開催を行った。</p> <p>これらの取組により、令和元年度の受講者に対して実施したアンケート調査の結果では、43%の受講者が「よく理解できた」と回答（平成30年度の39%から4ポイント上昇）した。また、31%の受講者が「とても満足」と回答（同年度の19%から12ポイント上昇）した。</p> <p>今後も、下請事業者の受講機会の一層の確保に加えて、親事業者や業界団体等と連携し、引き続き、改善すべき業界特有の商慣行等に焦点を当てた価格交渉サポートセミナーを実施し、取引条件の改善に向けた好事例を紹介するなど更なる満足度の向上を図っていく。</p> <p>令和2年度のこれらの講習会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、インターネットを活用したオンライン形式での実施としており、オンライン形式でも受講者数、満足度を維持できるように、周知方法、講義内容を工夫しながら実施して</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>いる。</p> <p>また、令和2年度の下請取引適正化推進講習会については、前年度に引き続き、事業者団体等へ周知の協力依頼を実施したほか、2年11月、オンライン形式による同講習会の開催案内を中小企業庁HPでも掲載することで、広く下請事業者へ周知・広報を行った。また、各経済産業局においても、自局のHPやメールマガジン等によりPRして受講の働き掛けを実施した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 平成30年9月に、地方整備局及び都道府県に対し、平成30年度建設業取引適正化推進月間期間内（11月）に建設業講習会を開催するに当たり、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定するよう通知した。</p> <p>（「建設業取引適正化推進月間の実施について」（平成30年9月21日付け国土交通省土地・建設産業局長通知））</p> <p>当該通知を踏まえ、地方整備局の中には、以下のような新たな取組を行ったところもあり、その結果、受講者数が平成29年度より約600人増加した。</p> <p>i) 平成30年度の建設業講習会の開催案内を共催した都道府県HPにおいても周知した。</p> <p>ii) これまで、一般社団法人建設産業専門団体地区連合会などの業界団体に対して文書で建設業講習会の開催案内をしていたが、より効果的に周知してもらうことができるようメールで周知した。</p> <p>iii) これまで県内は県庁所在市のみで建設業講習会を開催していたが、平成30年度は、遠方からの受講者にも配慮して別の市でも開催した。</p> <p>iv) FacebookやTwitterなどSNSを活用して建設業講習会開催を周知した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>⇒ 令和元年9月に、地方整備局及び都道府県に対し、令和元年度建設業取引適正化推進月間期間内（11月）に建設業講習会を開催するに当たり、前年度に引き続き、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定するよう通知した。</p> <p>（「建設業取引適正化推進月間の実施について」（令和元年9月9日付け国土交通省土地・建設産業局長通知））</p> <p>当該通知を踏まえ、地方整備局の中には、令和元年度の建設業講習会について、以下のように、平成30年度に引き続き又は新たに取組を行ったところもあり、その結果、受講者数が30年度より約800人増加した（令和元年度受講者数：5,360人、平成30年度受講者数：4,549人）。</p> <p>i）平成30年度に引き続き、開催案内を共催した都道府県HPにおいても周知した。また、許可申請の窓口などを活用して周知活動を行った。</p> <p>ii）平成30年度に引き続き、一般社団法人建設産業専門団体地区連合会などの業界団体に対しメールや郵送にて周知を行った。また、新たに、建設業講習会の開催日時一覧等を直接業界団体等へ持参し、講習会開催趣旨の説明、会員各社への周知要請、ポスター掲示の協力依頼を行った。</p> <p>なお、講習会受講者に対して実施したアンケート調査の結果では、講習会開催を知ったきっかけが「所属団体」と回答した者が4割程度確認できた。</p> <p>iii）遠方からの受講者にも配慮した県庁所在市以外の市での開催を平成30年度の10か所から13か所に増やし、講習会開催地の数は30年度の計38か所から計45か所となった。</p> <p>iv）平成30年度に引き続きFacebookやTwitterなどSNSを活用して</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>周知した。</p> <p>さらに、新たな取組として、建設関係団体における機関誌（建設業しんこう、全建ジャーナル）、ポスター、建設専門紙上に講習会の開催案内を掲載した。</p> <p>なお、講習会受講者に対して実施したアンケート調査の結果では、法令遵守などの講習内容について、9割以上の受講者が「理解できた・まあまあ理解できた」と回答していた。このほか、次年度以降の開催に向けて参加をしやすい時間帯などの意向確認なども行った。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講ずることにより、1回当たりの講習会の定員が抑制されてしまうため、建設業取引適正化推進期間として10月～12月に期間を拡大し、講習会を実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により講習会を受講できない事業者のために、改正建設業法の施行（令和2年10月）に伴い改訂した「建設業法令遵守ガイドライン（概要）」等を用いて法令遵守について説明した動画を令和2年11月に国土交通省のYouTubeチャンネルに掲載した。</p>
<p>2 相談窓口の利用等の状況 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、相談等を受け付ける窓口が、下請事業者のニーズ等に応じ、その機能を一層発揮できるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、その運用する相談窓口について、下請事業者に対する一層の周知を図ること。</p> </div> <p>（説明） <制度概要></p>	<p>（公正取引委員会）</p> <p>→ 平成31年2月から、公正取引委員会が開催する消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会において、下請法に関する相談窓口一覧を配布して周知している。</p> <p>また、平成31年以降、TwitterやFacebookなどのSNSを利用して、定期的の下請法に関する相談窓口を周知することを予定している。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>○ 国等は、下請事業者が抱える個別の問題の解決を図るため、事業者から相談等を受け付ける窓口を全国各地に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会：本局及び地方事務所・支所 ・ 中小企業庁：本庁、経済産業局、下請かけこみ寺（公益財団法人全国中小企業振興機関協会に委託） ・ 国土交通省：地方整備局（駆け込みホットライン）、都道府県 <p><調査結果></p> <p>○ 相談事案があっても実際に相談窓口を利用したことがある下請事業者は少数。主な理由は、窓口の存在を知らなかったことのほか、親事業者からの報復の恐れなど</p> <p>⇒ 窓口周知の要望もあり、窓口の周知が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識調査の結果、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者749社のうち、国等の相談窓口を利用したことがある下請事業者は2.9%(22社) 	<p>⇒ 令和元年度も引き続き、公正取引委員会が開催する消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会（約2,770人が参加）において、下請法に関する相談窓口一覧を配布して周知した。</p> <p>また、平成31年1月以降、隔月で、TwitterやFacebookなどのSNSを利用して、下請法に関する相談窓口及び下請法に関して事業者が留意すべき事項について、年間で計12回情報を発信し、周知している。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>→ 平成30年11月、下請事業者（約20万社）に対し、下請法に基づく書面調査を送付する際、相談窓口を記載したチラシを配付し、相談窓口の周知・普及に努めた。</p> <p>また、同年12月よりテレビドラマとタイアップした広報として、12月21日付けで専門紙1紙、12月26日付けで全国紙1紙に広告を掲載し、相談窓口の周知・広報を実施した。</p> <p>今後も全国紙、地方紙47紙、WEB広告等様々な媒体を使用し、相談窓口の周知・広報を実施予定である。</p> <p>⇒ 令和元年10月、前年に引き続き、下請事業者（約23万社）に対し、下請法に基づく書面調査を送付する際、相談窓口を記載したチラシを配布し、相談窓口の周知・普及に努めた。</p> <p>また、テレビドラマとタイアップした広報として、令和元年度において専門紙2紙、全国紙2紙、地方紙47紙に広告を掲載（計6回）したほか、WEBバナー広告の掲載による相談窓口の周知・広報を実施した。さらに、交通広告（東京メトロ30駅41か所での貼り広告）を実施した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>→ 平成 20 年度から、厚生労働省との間で、下請事業者の保護を目的とした「下請保護情報ネットワーク」(通報制度)を構築しており、厚生労働省(労働基準監督機関)が事業者に対して、下請法等に関するパンフレットを配布する等により、相談・申告窓口を教示することとしている。</p> <p>平成 30 年 11 月、当該ネットワークの強化に併せて、厚生労働省から都道府県労働局に対し、短納期発注による長時間労働の特徴的な事例集が送付されているが、当該事例集に、公正取引委員会(本局及び全地方事務所・支所)及び経済産業省(中小企業庁及び全経済産業局)の下請法に関する相談窓口(担当課及び連絡先)の一覧を添付しており、監督指導の結果、下請法上の問題が認められた場合、労働基準監督官が下請事業者に対して、これら相談窓口を教示することができるよう、労働基準監督官に対して、改めて相談窓口の周知を図った。</p> <p>(「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁との通報制度等について」(平成 30 年 11 月 16 日付け厚生労働省労働基準局長通知))</p> <p>また、上記事例集及び相談窓口一覧は、全国社会保険労務士連合会及び一般社団法人中小企業診断協会にも送付しており、下請事業者からの相談対応に際し、これら相談窓口を教示するよう、各団体の傘下の会員に対して協力を求めた。</p> <p>(「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について(周知依頼)」(平成 30 年 10 月 18 日付け厚生労働省労働基準局監督課長通知)、 「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について(周知依頼)」(平成 30 年 11 月中小企業庁経営支援課事務連絡))</p> <p>(公正取引委員会)</p> <p>⇒ 公正取引委員会、厚生労働省及び経済産業省にて令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へ</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>の「しわ寄せ」防止のための総合対策」の施策において、「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）を的確に運用していくこととするとともに、下請事業者の働き方改革を阻害する親事業者の下請法違反に対する公正取引委員会及び中小企業庁による指導事例を公表し、下請事業者が相談・申告を行いやすい環境整備に努めた。</p> <p>さらに、要望のあった都道府県労働局において、下請法等の講義を平成31年1月から令和元年12月にかけて6回実施し、労働基準監督官に対して下請法等の理解促進を図った。</p> <p>なお、公正取引委員会の相談窓口寄せられた相談の件数は、平成30年度において9,112件であったところ、令和元年度においては1万277件に増加している。</p> <p>令和2年度も、元年度と同様に講習会での資料配布やSNS等を利用した情報発信により、相談窓口の一層の周知を図っている。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>⇒ 公正取引委員会、厚生労働省及び経済産業省にて令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」の施策において、「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）を的確に運用していくこととし、平成30年度に引き続き、令和元年9月に労働局・労働基準監督署に対して、改めて制度の概要と共に相談窓口の周知を行った。</p> <p>（「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（令和元年9月6日付け厚生労働省労働基準局労働条件政策課長・監督課長、雇用環境・均等局有期・短時間労働課長・職業生活両立課長通知））</p> <p>また、下請事業者の働き方改革を阻害する親事業者の下請法違反に対する公正取引委員会及び中小企業庁による指導事例を公表し、下請事業者が相談・申告を行いやすい環境整備に努めた。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>以上の取組の結果、下請かけこみ寺が受け付けた相談等件数は、平成30年度の8,381件に比べ、令和元年度は9,450件と増加している。</p> <p>令和2年度は、相談者から聴取した「下請かけこみ寺を知ったきっかけ」を参考にしつつ、HPやSNS等効果的な媒体を活用した相談窓口の一層の周知を図っており、例えば、2年11月に、オンライン形式による下請取引適正化推進講習会・適正取引講習会の開催案内を行った際に、中小企業庁HPにて、相談窓口の周知・普及に努めた。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→ 平成30年9月に、地方整備局に対し、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を下請事業者等に送付する際、駆け込みホットライン、建設業取引適正化センターなど各種相談窓口を記載したリーフレットを同封の上、周知を図るよう通知するとともに、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう要請した。</p> <p>(「各種相談窓口」及び「建設キャリアアップシステム」に関する周知について) (平成30年9月19日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室事務連絡)</p> <p>⇒ 平成30年度に引き続き、地方整備局に対し、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を下請事業者等に送付する際、駆け込みホットライン、建設業取引適正化センターなど各種相談窓口を記載したリーフレットを同封の上、周知を図るよう通知するとともに、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう要請した。</p> <p>地方整備局においては、上記リーフレットの同封のほか、建設業講習会、関係団体との意見交換会など様々な機会を活用し相談窓口の周知を行った。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 経済産業省及び国土交通省は、親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること。また、下請事業者からの下請法違反又は建設業法違反の申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること。国土交通省は都道府県に対して、通報事案の処理結果の連絡について、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>③ 経済産業省は、下請かけこみ寺における相談事案のうち、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、経済産業省へ取り次ぐ事案についての運用ルールを徹底すること。</p> <p>④ 国土交通省は、地方整備局（駆け込みホットライン）における通報に対する事案処理について、改善措置状況の的確なフォローアップを実施するとともに、建設業の請負代金の支払に関する事案への</p>	<p>各府省が講じた改善措置状況</p> <p>また、全ての都道府県において、上記要請を踏まえ、各種相談窓口の周知が行われた。</p> <p>なお、駆け込みホットラインへの相談等件数は、平成30年度の1,651件に比べ、令和元年度は1,785件と増加している。</p> <p>また、建設業取引適正化センターが対応した相談件数は、平成30年度の1,327件に比べ、令和元年度は1,474件と増加している。</p> <p>令和2年度には、改正建設業法の施行に伴い改訂した「建設企業のための適正取引ハンドブック」（同ハンドブックでは、各種相談窓口を掲載している。）の内容を説明する動画を2年11月に国土交通省のYouTubeチャンネルに掲載し、業界団体等を通じて建設業者に周知を図っている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>→② 平成30年11月、「「下請かけこみ寺」相談・ADRに係る事務手続きマニュアル」（以下「かけこみ寺事務処理マニュアル」という。）を作成している公益財団法人全国中小企業振興機関協会下請かけこみ寺本部（以下「下請かけこみ寺本部」という。）に対し、かけこみ寺事務処理マニュアルに相談対応後の親事業者との取引状況に関するフォローを盛り込むよう要請した。</p> <p>当該要請を受けて、平成30年11月、下請かけこみ寺本部は、かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、相談対応後のおおむね半年を目途に、下請かけこみ寺本部が相談者からその後の親事業者との取引の継続状況等について聴取することとした。</p> <p>また、同年11月から12月にかけて、全国の下請かけこみ寺相談員に対し、研修の場としても活用している「下請かけこみ寺事業に係る情報連絡会議」（以下「情報連絡会議」という。）において、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルの改定</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>対応について運用の統一化を行うこと。また、都道府県に対しても、事案の処理について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><調査結果></p> <p>○ 意識調査の結果、国等の相談窓口を利用したことがある下請事業者22社のうち、半数の11社は問題解決につながらなかったと回答</p> <p>○ 下請事業者には、窓口の周知のほか、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などの意見要望があるが、現場の窓口^(注)では、こうした要望に十分応えられていない状況がみられた。</p> <p>(注) 12下請かけこみ寺、7地方整備局及び10都道府県の事案の処理状況等を調査</p> <p>◆ 親事業者による報復の防止及び継続的なフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況(報復に関する状況)を把握する取組は行われていない。 ⇒ 報復のリスクがなくなると国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県において、事業者からの通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例あり(191件の事案処理を抽出調査した結果、親事業者への指導が行われた17件のうち15件(地方整備局6件、都道府県9件)は、当該親事業者が改善措置を講じたか未確認) <p>◆ 事案の処理結果の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法違反の申告に関して、公正取引委員会は、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡しているが、中小企業庁及び経済産業局においては、申告者に処理結果を連絡していない。 	<p>内容や今後の対応方法について研修を実施し、フォローアップ対象と思われる案件は、必ず相談受付時に、おおむね半年後を目途に取引の継続状況等を聴取することを説明し、了承を得ることなどの着実な実施を求めた。</p> <p>下請事業者からの下請法違反に係る申告・通報の処理結果の連絡の在り方については、関係機関である公正取引委員会と協議を重ね、検討・整理した結果、平成30年12月、「下請代金支払遅延等防止法に関する事務処理要綱」を改定し、公正取引委員会と同様、中小企業庁及び各経済産業局においても、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡することと見直した。</p> <p>⇒② 平成30年11月のかけこみ寺事務処理マニュアルの改定以降、相談対応後の親事業者との取引状況に関するフォローを実施している。</p> <p>実績としては、令和元年12月までの相談のうち、フォローアップ対象案件^(注9)は11件あり、そのうち、相談者と連絡が取れた9件については、相談後の解決状況、取引の継続状況、改めて相談したいこと等を確認し、必要に応じて再度相談対応を行った。</p> <p>(注9) 相談員が下請法に違反している可能性が高いと判断し、助言や行政機関の紹介をした案件を対象とする。ただし、申告として中小企業庁へ取り次いだ案件、法解釈を相談された案件(公正取引委員会に照会した案件を含む。)及び匿名で相談された案件は対象外とする。</p> <p>【事例】</p> <p>相談者である下請事業者は大手メーカーが製造した機器の修理を業としている。修理のための機器について、相談者は、自社取引銀行の関連のリース会社からリースしたいが、親事業者(大手メーカー)からは指定のリース会社からリースするように要請さ</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> • 建設業法違反の通報に関して、地方整備局及び都道府県によって、通報者への処理結果の連絡に関する取扱いが異なっている。 (調査した機関のうち、4都道府県では希望する通報者には連絡、2地方整備局1都道府県は事案に応じて連絡又は不連絡、2地方整備局2都道府県では事案にかかわらず連絡しない、という取扱い) ◆ 問題解決への国の積極的な関与 • 下請かけこみ寺は、下請法違反になり得る相談事案については、相談者の意向に応じ指導等の権限を持つ経済産業局に取り次ぐこととされているが、相談者への意向確認が適切になされていないなどの例あり <ul style="list-style-type: none"> i) 相談者の意思の確認が不十分な例 7下請かけこみ寺において、厳正な法の執行を求めるかの意思を相談者に明示的に確認せず、相談者からその旨の発言がない場合は経済産業局に取り次がず ii) 相談者の意向に十分対応していないと考えられる対応例 中小企業庁の方針では、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、法の厳正な執行を求めている場合は経済産業局に取り次ぐこととされているが、3下請かけこみ寺において、相談者自身で経済産業局や公正取引委員会に申し出るよう求めるなどの独自の運用の例あり ⇒ 経済産業局に取り次がれて必要な指導等がなされるべき事案が、取り次がれることなく埋没してしまうおそれ • 地方整備局及び都道府県において、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示で処理完了とする取扱いとする例あり (10機関のうち8機関) 	<p>れている。相談者は指定のリース会社の金利にも納得いかず、相談してきた。</p> <p>この相談に対し、下請かけこみ寺の相談員は、この件は下請法に規定されている「購入・利用強制の禁止」に該当する可能性もあるので、親事業者のコンプライアンス部門に調査を依頼したらどうかと助言した。</p> <p>約半年後にフォローアップしたところ、全面解決し、取引はこれまでどおり継続しているとのことであった。</p> <p>また、フォローアップを着実に実施するため、平成30年度に引き続き、令和元年5月に、下請かけこみ寺本部において新たに相談員等に就任した者10名に対し、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルについて研修を実施した。また、令和2年7月にも、新たに相談員等に就任した者向けのWEB研修を実施した。</p> <p>下請事業者からの下請法違反に係る申告・通報の処理結果の連絡の在り方については、平成30年12月の「下請代金支払遅延等防止法に関する事務処理要綱」の改定以降、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡している。</p> <p>実績としては、平成30年12月10日から令和2年3月31日までの間の申告件数227件のうち、141件において処理結果の連絡希望があり、継続案件等^(注10)を除く42件全てに対して処理結果を連絡した。</p> <p>(注10) 継続案件、事後に相談者が自発的に連絡希望を取り下げた案件、通知要件に該当しない案件(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反に関する相談で同法第45条第3項の規定による措置の通知が行われる案件及び下請法の資本金要件を満たしていない案件)が、計99件ある。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>→③ 平成 30 年 11 月、かけこみ寺事務処理マニュアルを作成している下請かけこみ寺本部に対し、かけこみ寺事務処理マニュアルに、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、中小企業庁へ取り次ぐ事案についての運用ルールを盛り込むよう要請した。</p> <p>当該要請を受けて、平成 30 年 11 月、下請かけこみ寺本部は、かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、下請法違反のおそれのある事案については、相談者に下請法の申告制度を説明するとともに、行政による法の執行に関する意思を明示的に確認することとしたほか、下請かけこみ寺から中小企業庁への取り次ぎ方法も明確になるよう見直した。</p> <p>また、同年11月から12月に全国の下請かけこみ寺相談員に対して研修の場としても活用している情報連絡会議において、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルの改定内容や今後の対応方法について研修を実施し、かけこみ寺事務処理マニュアルに沿った相談者への意思確認及び中小企業庁への取り次ぎの着実な実施を求めた。</p> <p>⇒③ 平成30年11月のかけこみ寺事務処理マニュアルの改定以降、かけこみ寺事務処理マニュアルに沿った相談者への意思確認及び中小企業庁への取り次ぎを行っており、実績（令和2年3月末までの状況）は、以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 取引形態・資本金区分を見た際に、下請法で規定している取引になり得ると判断したもの：1,415件 ii) i)のうち相談者に法の厳正な執行を希望するか確認したものの（下請法の4項目の義務・11項目の禁止事項に該当すると判断したもの）：499件

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>iii) ii) のうち相談者が法の厳正な執行を希望したもの：9件 iv) iii) のうち下請かけこみ寺から中小企業庁へ取次ぎを行ったもの：6件^(注11)</p> <p>(注11) iii) 9件との差3件は、その後相談者の意思確認を行うなどし、それぞれ、ADR（裁判外紛争解決手続）の案内、下請かけこみ寺本部から再助言、公正取引委員会を紹介の対応を行った。</p> <p>また、令和元年5月に、下請かけこみ寺本部において新たに相談員等に就任した者10名に対し、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルについて研修を実施した。また、令和2年7月にも、新たに相談員等に就任した者向けのWEB研修を実施した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→② 平成30年9月に開催した地方整備局の建設業法令遵守担当者会議の場において、総務省による勧告の趣旨・内容等を説明した。</p> <p>また、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守の徹底のために各種取組を行っている「建設業法令遵守推進本部」^(注12)の平成31年度の活動方針に、相談対応後の取引状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組んでいく予定である。</p> <p>(注12) 「建設業法令遵守推進本部」とは、各地方整備局に設置され、毎年度策定する活動方針に基づき、建設業者の法令違反情報等の収集、報告徴収や立入検査の実施等を行っている組織である。</p> <p>なお、通報事案の処理結果の連絡方法等については、関係機関から運用実態を聴取しているところであり、都道府県への技術的な助言を含めて、引き続き対応を検討・整理する。</p> <p>⇒② 毎年度、本省が取りまとめている建設業法令遵守推進本部活動方針に、令和元年度以降、「元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する」旨を盛り込み、実施方法等について</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>検討を進め、3年2月4日に各地方整備局に指示し、取組を開始した^(注13)。本取組については、令和3年度の同活動方針にも盛り込む予定である。</p> <p>このほか上記の措置に先立ち、令和元年6月成立の改正建設業法において、不利益取扱いの禁止の規定として「元請負人は、当該元請負人について（略）下請負人が国土交通大臣等～（略）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。」（第24条の5）が新設され、安心して相談できる環境整備が図られた。</p> <p>法改正を踏まえ、相談対応後に取引停止や著しく短い工期での契約等不利益な取扱いが行われないう、建設業講習会などの機会を通じて同法の趣旨を周知している。</p> <p>（注13）新設された改正建設業法の不利益取扱いの禁止規定（第24条の5）に列挙された条項（不当に低い請負代金の禁止等）に関する通報を受け付けた際、通報者に、その後の取引状況について聴取することがある点について意向確認するとともに、同意の意向を示した場合、取引状況に問題が生じた場合は、いつでも通報が可能である旨補足することとした。</p> <p>通報事案の処理結果の連絡方法等については、通報事案に対応する際のマニュアルとして、改正建設業法や総務省の勧告事項を踏まえた「駆け込みホットライン運用マニュアル」を作成し、事案の取扱いに関する質問に対しては、事案に関する調査実施の可否及び調査経過については回答できないこと、監督処分が実施された場合には公表されることを通報者に説明することとし、同法施行日（令和2年10月）に合わせて運用を開始した。</p> <p>また、各都道府県に対し、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう、同マニュアルについての情報提供を行った。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>→④ 平成30年9月に開催した地方整備局の建設業法令遵守担当者会議の場において、総務省による勧告の趣旨・内容等を説明した。</p> <p>また、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守の徹底のために各種取組を行っている「建設業法令遵守推進本部」の平成31年度の活動方針に、通報事案の改善措置状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組んでいく予定である。なお、平成30年11月、先行的に、過年度に契約書面の不交付があったとして、建設業法違反等により行政指導を行った元請負人に対し、その後、同様の違反行為が行われていないか、改善措置状況を確認するため立入検査を実施している。</p> <p>さらに、例年4月に地方整備局及び都道府県の担当者を対象に国土交通大学校で開催している建設産業研修において、請負代金の支払に関する事案への対応方法について、直ちに民事不介入として建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センター等に相談するよう求めるのではなく、相談者である下請負人から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという国土交通省本省の考え方を周知徹底し、運用の統一化を図る予定である。</p> <p>また、平成31年度第一四半期に開催予定の国土交通省と各都道府県の建設業担当課長等を出席者とする上期ブロック監理課長等会議においても、都道府県に対し、通報事案の処理について国土交通省の考え方を周知する予定である。</p> <p>⇒④ 毎年度、本省が取りまとめている活動方針に、令和元年度以降、「通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する」旨を盛り込み、各地方整備局でそれぞれの事案に応じてフォローアップの取組を行っている。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>実績としては、北陸地方整備局において、平成 31 年 4 月にあった請負代金の不払等に関する通報を基に、令和元年 5 月に元請負人に対し事実関係などのヒアリングを実施し、問題解決を図るよう指導した事案について、その後同年 11 月に、改善措置状況のフォローアップを行ったところ、指導を踏まえ、下請負人と複数回にわたる協議を経て、合意書を交わし和解に至ったことが確認された事例があった。</p> <p>なお、中部地方整備局において、平成 30 年 11 月、先行的に、建設業法違反等により行政指導を行った元請負人に対し、その後、同様の違反行為が行われていないか、改善措置状況を確認するため立入検査を実施した結果、契約書面の不作成や請負代金の支払の遅延が認められたため、再度当該元請負人に対し行政指導を行った。</p> <p>都道府県への技術的な助言については、建設業法令遵守推進本部は都道府県等の関係機関と連携した取組を行ってきているところであり、本省が取りまとめている活動方針について、毎年度、報道発表を行い、都道府県における建設業法令遵守活動の参考としてもらうため本省HPに掲載を行っている。このほか、九州地方整備局では同活動方針について改めてメールで周知を行っている。</p> <p>また、平成 31 年 4 月に開催した地方整備局及び都道府県の建設業担当者向け建設産業研修において、請負代金の支払に関する事案の対応方法として、直ちに民事不介入として建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センター等に相談するよう求めるのではなく、相談者である下請負人から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという国土交通省本省の考え方を周知徹底した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	さらに、令和元年度第一四半期に開催した上期ブロック監理課長等会議においても、都道府県に対し、通報事案の処理についての国土交通省本省の考え方を周知徹底した。